

特定創業支援等事業対象
生産性向上支援講座

10月義務化!



STOP!!
カスタマーハラスメント

従業員と会社を守る カスハラ対策

2026年10月から「労働施策推進法」が改正され、企業にはカスタマーハラスメント(カスハラ)防止対策が義務付けられます。

「何がカスハラにあたるのか?」「どこまで対応すべきなのか」といった判断基準を曖昧なままにすると、現場の混乱を招き離職やメンタルヘルス不調の原因となり得ます。本セミナーでは、法改正の内容を正しく理解し、義務化に向けて今すぐ着手すべき実務対応と、現場を守るための具体的防衛策を実例とともに解説します。

カリキュラム(予定)

- カスハラの定義と判断基準
- 最新のカスハラ典型事例紹介
「労働施策推進法」改正のポイント解説
- 義務化に向けて「今」行うべき準備
(基本方針の策定、相談窓口の設置、
マニュアル整備の進め方)
- 事例から考える実践的防衛策



講師 オーロラ法律事務所
弁護士

春名 一典 氏

伊丹商工会議所法律相談担当、元兵庫県弁護士会会長、経営革新等認定支援機関(中小企業庁)など

日時
令和8年

8月21日[金] 14:00~16:00

会場

伊丹商工プラザ4階 会議・研修室A
(伊丹市立産業振興センター)

受講料

お一人様 **1,100円**(税込)
(消費税10%・税抜金額1,000円、消費税額100円)

受講料は支払締切日までに指定口座へお振込みいただくか窓口でお支払いください。なお、締切後のキャンセルによるご返金はお受けできかねますので、予めご了承ください。

定員

先着 **20名** 申込・支払締切 令和8年8月17日(月)



セミナー情報
お申込みは
こちらから

主催

伊丹市立産業振興センター (指定管理者:伊丹商工会議所)

〒664-0895 伊丹市宮ノ前2-2-2 伊丹商工プラザ4階 TEL 072-773-5007 登録番号: T3140005018087

受講のお申込は、裏面をご覧ください

1 申込

当センターHP・TEL・FAX・来館のいずれかの方法でお申込みください

2 受講料支払

- 窓口支払…平日・土曜9:00~21:00(但し、夜間・土曜にお越しの場合、事前にご連絡ください)
 - 銀行振込…ご依頼人名の先頭に「0821」をつけてお振込みください 例)0821イタミタロウ
- ※消費税仕入税額控除にお使いの際は、本紙と金融機関発行の振込明細書を合わせて保管してください。 ※振込手数料は、お申込者にてご負担願います。
- 振込先:三菱UFJ銀行伊丹支店 普通預金1335334 伊丹商工会議所

受講申込完了

申込書

FAX:(072)778-6262

講座名	10月義務化! 従業員と会社を守るカスハラ対策 令和8年8月21日(金) 14:00~16:00		申込日	年 月 日
事業所名		TEL	セミナー当日、直接つながる番号をご記入ください	
ご住所	〒			
ふりがな		ふりがな		
参加者氏名①		参加者氏名②		
支払方法	<input type="checkbox"/> 窓口支払 <input type="checkbox"/> 銀行振込	領収書発行	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない	

※本申込書にご記入いただいた個人情報は、主催者からの各種連絡・情報提供のために利用し、それ以外の目的では利用いたしません。
※主催者の都合により内容を変更、または中止する場合がございます。予めご了承ください。
※個別相談会は定員に達した場合、受付を締め切らせていただきます。

このセミナーは、伊丹市の創業支援等事業計画における特定創業支援等事業の対象です。当セミナーをはじめ、センターの他の創業セミナーや伊丹商工会議所での窓口相談などをご利用いただくと、伊丹市から証明書の発行を受けることができ、伊丹市内で創業する際に登録免許税の減免などのさまざまな支援制度を利用することができます。

会場アクセス



伊丹商エプラザ 4階 会議・研修室A

〒664-0895
伊丹市宮ノ前2-2-2

TEL 072-773-5007
FAX 072-778-6262

<https://www.meditam.org/>

阪急伊丹駅またはJR伊丹駅から徒歩7分。
伊丹市バス「宮ノ前」停留所下車すぐ。

WEB申込は
こちらから!



上のQRコードから当センターHPにアクセス。申込フォームに必要事項を入力し、送信してください。